

◎横須賀市教育振興基本計画に基づく後期実施計画について

1 後期実施計画について

教育基本法第17条第2項において、地方公共団体は国の教育振興基本計画を参照し、その地域の実情に応じ、教育施策に関する基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

横須賀市では令和3年度に、令和4年度から令和11年度までを計画期間とする、「横須賀市教育振興基本計画（第2次）」を策定し、横須賀の「目指す教育の姿」及び「基本的な方針」を定めました。

また、基本計画に基づく、実施計画の計画期間は、前期（4年間）、後期（4年間）とし、柱や目標指標のほか、施策や具体的な事業を定めています。

今年度は、令和8年度から令和11年度を計画期間とする、「後期実施計画」を策定します。

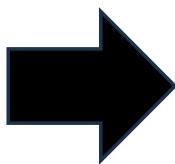
| 横須賀市教育振興基本計画（第2次） [R 4～R 11 (2022～2029)] (8年間) | |
|--|---|
| <目指す教育の姿> 「あなたが好き 私が好き 横須賀が好き と誇れる人づくり」 | |
| <基本的な方針> [方針1] 自立心と主体性のあるより良い社会の創り手を育てます [方針2] 多様性を認め合う共生社会の担い手を育てます [方針3] 生涯を通じた学びを支援します [方針4] 持続可能で魅力ある教育環境を整えます | <前期実施計画 [R 4～R 7 (2022～2025)] (4年間)> |
| <柱・目標指標> < 施策・事業 > | <後期実施計画 [R 8～R 11 (2026～2029)] (4年間)> |

2 計画の体系

(※変更なし)

前期実施計画体系

| 基本的な方針※ | | 柱 | 施策 |
|--------------------------------|--|---------------------|--|
| 1 自立心と主体性のあるより良い社会の創り手を育てます | | 1 確かな学力 | 1 主体的・対話的で深い学びの実現 —個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実— |
| | | | 2 学びの連続性を重視した教育の推進 |
| | | | 3 特色を生かした魅力ある高等学校教育の推進 |
| 2 多様性を認め合う共生社会の担い手を育てます | | 2 健やかな体 | 4 健康の保持増進・体力の向上 |
| | | | 5 望ましい生活習慣の確立に向けた支援 |
| | | 3 豊かな心 | 6 人権教育・道徳教育の推進 7 いじめ・暴力行為への適切な対応 |
| 3 生涯を通じた学びを支援します | | 4 多様な教育的ニーズへの対応 | 8 支援教育の推進 9 不登校に関わる支援の充実 |
| | | | 10 外国につながりのある児童生徒に関わる支援の充実 |
| | | 5 人生100年時代の学び合い | 11 子どもから高齢者まで年齢を問わず学べる機会の提供 12 学びの成果を生かせる場の充実 |
| 4 持続可能で魅力ある教育環境を整えます | | 6 地域の歴史・文化・自然から得る学び | 13 文化遺産・自然遺産の活用と将来への継承 14 図書館・博物館・美術館における豊かな学びの推進 |
| | | | 15 学校の安全・安心の推進 16 児童生徒の減少等に対応した学びの環境整備 17 教育の質の向上に向けたICTの活用推進 18 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上 19 経済的理由に左右されない学びの機会均等 |
| | | 7 社会変化に即した教育環境 | 20 教職員の資質・能力の向上 21 教職員の働き方改革の推進 |
| | | 8 学び続ける教職員 | |
| | | | |



【案】後期実施計画体系

| 柱 | 施策 | | 主な取り組み |
|---------------------------------|---------------------------------|--|--|
| 1 主体的・対話的で深い学びの実現 →(1) | 1 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実 | | ・学習履歴、評価や児童生徒一人一人の特徴、健康情報などに関するデータの整備・一元化 ・当該データを活用した個別最適かつ協働的な学びの推進 など |
| | 2 授業力の向上 | | ・教育課程に関する研究の推進 ・教科等研究に関する日の設置 など |
| | 3 学習環境の整備 | | ・GIGAスクール、DXスクールのさらなる進展 ・電子黒板の導入拡大 など |
| | 4 学びの連続性を重視した教育の推進 | | ・幼保小の架け橋プログラムの充実 ・小中一貫教育の推進 など |
| | 5 特色を生かした魅力ある教育の推進 | | ・国際コミュニケーション能力の育成 など |
| | 6 子ども読書活動の推進 | | ・学校を核とした読書活動の推進 など |
| 2 健やかな体の育成 | 7 健康の保持増進・体力の向上 | | ・児童生徒の体力・運動能力、運動習慣等の調査・分析 など |
| | 8 学校保健・学校安全・学校給食の充実 | | ・健康教育の推進、児童生徒の健康管理 ・食育の推進 など |
| 3 豊かな心の育成 | 9 人権教育・道徳教育の推進 | | ・人権教育の研修等の充実 など |
| | 10 いじめ・暴力行為への適切な対応 | | ・スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの配置 など |
| 4 「誰も一人にさせない」学校づくり →(2) | 11 支援教育の改革 | | ・合理的配慮・基礎的環境整備の推進 など |
| | 12 切れ目のない不登校支援の推進 | | ・（仮称）不登校支援中核センターの設置 など |
| | 13 支援教育と不登校支援の一体化による支援の更なる充実 | | ・サポートルームの開設 など |
| | 14 外国につながりのある児童生徒に関わる支援の充実 | | ・日本語支援ステーションの運営 など |
| 5 人生100年時代の学び合い | 15 子どもから高齢者まで年齢を問わず学べる機会の提供 | | ・生涯学習センターにおける社会教育・生涯学習の推進 など |
| | 16 学びの成果を生かせる場の充実 | | ・学習成果の地域での活用 など |
| 6 地域の歴史・文化・自然から得る学び | 17 文化遺産・自然遺産の活用と将来への継承 | | ・近代化遺産の保存・活用 など |
| | 18 図書館・博物館・美術館における豊かな学びの推進 | | ・（仮称）追浜駅前図書館の整備 ・自然・人文博物館リニューアル事業 ・美術館開館20周年事業 など |
| 7 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 →(3) | 19 学校・家庭・地域の連携、協働の推進 | | ・学校運営協議会のさらなる推進 など |
| | 20 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備 | | ・外部指導者の配置拡充、地域移行モデル事業の実施 など |
| 8 安全・安心な教育環境づくり →(4) | 21 児童生徒等の安全・安心の確保 | | ・遠距離通学の支援 ・防災対策マニュアル・防犯対策マニュアルの見直し など |
| | 22 児童生徒の減少等に対応した学びの環境整備 | | ・教育環境の整備推進 など |
| | 23 安全に過ごせる環境づくり | | ・学校体育館空調設備の整備 など |
| | 24 保護者負担の軽減 | | ・給食費の支援 など |
| | 25 経済的理由に左右されない学びの機会均等 | | ・就学援助制度 など |
| 9 教職員の資質・能力の向上、働き方改革の推進 →(5) | 26 教職員の資質・能力の向上 | | ・教職員等の研修 など |
| | 27 教職員の働き方改革の推進 | | ・校務支援システムの更改 など |

3 主な柱と施策

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現

校務・教育データの連携・分析・利活用、生成AIを活用した取り組みなど、教育現場におけるDXを推進し、子どもたちの主体的・対話的で深い学びの実現を図ります。

①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実

- ・学習履歴、評価や児童生徒一人一人の特徴、健康情報などに関するデータの整備・一元化
- ・当該データを活用した個別最適かつ協働的な学びの推進

②学習環境の整備

- ・1人1台端末の更改
- ・英語AIアプリの導入
- ・電子黒板の導入拡大

(2) 「誰も一人にさせない」学校づくり

支援教育及び不登校支援に関する取り組みをさらに推進し、一人一人の状況に応じた学びの機会と支援を受けられる環境を整えます。

①支援教育の改革

- ・合理的配慮・基礎的環境整備の推進

②切れ目のない不登校支援の推進

- ・(仮称) 不登校支援中核センターの設置

③支援教育と不登校支援の一体化による支援のさらなる充実

- ・サポートルームの開設
(教室に入れない児童生徒のための居場所と通級指導のための教室)

(3) 学校・家庭・地域の連携、協働の推進

コミュニティ・スクールや部活動の地域連携など、学校・家庭・地域の連携、協働を推進します。

①学校運営協議会のさらなる推進

- ・コーディネーターの配置

(4) 安全・安心な教育環境づくり

児童生徒のための環境づくりや保護者の負担軽減に関する取り組みを推進し、児童生徒だけでなく保護者も安全・安心な教育環境を整えます。

①給食費の支援

保護者の負担軽減を図るため、令和8年度市立学校へ通学する児童生徒に、給食費の支援を行います。

[小学生]

- ・本市の給食費と国からの助成額の差額を市が負担し、給食費を無償とします。

[中学生]

- ・物価高騰による給食費値上げ分を引き続き市が負担します。

②遠距離通学の支援

安全性の確保や保護者の負担軽減を図るため、遠距離通学となる地域から公共交通機関を利用して市立学校へ通学する児童生徒に、定期券代を全額助成します。

[小学生]

- ・通学距離がおおむね 2 km 以上の児童

[中学生]

- ・通学距離がおおむね 3 km 以上の生徒

(5) 教職員の資質・能力の向上、働き方改革の推進

学校と教育委員会が一体となり教職員の働き方改革をより推進し、時間外在校等時間の縮減及び教職員の働きがい（ウェルビーイング）の向上を図ります。

①教職員の働き方改革の推進

- ・校務支援システムの更改
- ・電子黒板の導入拡大

4 後期実施計画の効果的な推進について

後期実施計画に掲載されている施策等を効果的に進めるため、「教育・学校DX」、「地域教育資源の充実と学校との協働」、「学校組織・教員の働き方改革」を一体的に推進していきます。

